

社会福祉法人・社会福祉施設等の不祥事案
に係る制裁措置及び公表に関する取扱要領

1 目的

社会福祉法人・社会福祉施設等の不祥事案が発生した場合の制裁措置及び公表の適正化・公平化を図るため、制裁措置及び公表に関する取扱要領を定め、もって社会福祉法人・社会福祉施設等の健全な運営を確保することを目的とする。

2 制裁措置に係る種類と根拠法令等

(1) 社会福祉法に基づくもの

- ア 第56条第6項に基づく社会福祉法人への勧告に係る措置命令
- イ 第56条第7項に基づく社会福祉法人の業務の全部又は一部の停止命令
- ウ 第56条第7項に基づく社会福祉法人の役員の解職勧告
- エ 第56条第8項に基づく社会福祉法人の解散命令
- オ 第57条に基づく公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止命令
- カ 第71条に基づく社会福祉事業を経営する者の施設に対する基準適合のための改善命令
- キ 第72条に基づく社会福祉事業を経営する者に対し社会福祉事業の経営の制限、停止命令又は許可の取消し

(2) 生活保護法に基づくもの

- ア 第45条第2項に基づく保護施設の設備又は運営の改善命令
- イ 第45条第2項に基づく保護施設の事業の停止命令
- ウ 第45条第2項に基づく保護施設の設置認可の取消し

(3) 児童福祉法に基づくもの

- ア 第21条の5の23第3項に基づく指定障害児事業者等への勧告に係る措置命令
- イ 第21条の5の24第1項に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の取消し、又は期間を定めた指定の全部若しくは一部の効力停止
- ウ 第21条の5の28第3項に基づく指定障害児事業者等への勧告に係る措置命令
- エ 第24条の16第3項に基づく指定障害児入所施設等の設置者への勧告に係る措置命令
- オ 第24条の17に基づく指定障害児入所施設の指定の取消し、又は期間を定めた指定の全部又は一部の効力停止
- カ 第24条の19の2において準用する第21条の5の28第3項に基づく指定障害児入所施設等の設置者への勧告に係る措置命令
- キ 第24条の40第3項に基づく指定障害児相談支援事業者への勧告に係る措置命令
- ク 第34条の6に基づく児童自立生活援助事業者等の事業の制限又は停止命令
- ケ 第46条第3項に基づく児童福祉施設の最低基準維持のための改善命令

- コ 第 46 条第 4 項に基づく児童福祉施設の事業の停止命令
- サ 第 58 条に基づく児童福祉施設の設置認可の取消し
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づくもの
 - ア 第 20 条に基づく幼保連携型認定こども園の設置者への改善命令
 - イ 第 21 条に基づく幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖命令
 - ウ 第 22 条に基づく幼保連携型認定こども園の設置認可の取消し
- (5) 身体障害者福祉法に基づくもの
 - ア 第 40 条に基づく身体障害者生活訓練等事業等を行う者の事業の制限又は停止命令
 - イ 第 41 条第 1 項に基づく身体障害者社会参加支援施設又は養成施設の事業の停止又は廃止命令
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくもの
 - ア 第 49 条第 4 項に基づく指定事業者等への勧告に係る措置命令
 - イ 第 50 条第 1 項に基づく指定障害者福祉サービス事業者の指定の取消し、又は期間を定めた指定の全部若しくは一部の効力停止
 - ウ 第 50 条第 3 項において準用する第 50 条第 1 項に基づく指定障害者支援施設の指定の取消し、又は期間を定めた指定の全部若しくは一部の効力停止
 - エ 第 51 条の 4 第 3 項に基づく指定事業者等への勧告に係る措置命令
 - オ 第 51 条の 28 第 4 項に基づく指定一般相談支援事業者への勧告に係る措置命令
 - カ 第 51 条の 29 第 1 項に基づく指定一般相談支援事業者の指定の取消し、又は期間を定めた指定の全部若しくは一部の効力停止
 - キ 第 51 条の 33 第 3 項に基づく指定相談支援事業者への勧告に係る措置命令
 - ク 第 67 条第 3 項に基づく指定自立支援医療機関への勧告に係る措置命令
 - ケ 第 68 条第 1 項に基づく指定自立支援医療機関の指定の取消し、又は期間を定めた指定の全部若しくは一部の効力停止
 - コ 第 82 条第 1 項に基づく障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業者への事業の制限又は停止命令
 - サ 第 82 条第 2 項に基づく障害者福祉サービス事業者、地域活動支援センター又は福祉ホームの設置者へ施設の設備若しくは運営の改善命令、又は事業の停止若しくは廃止命令
 - シ 第 86 条第 1 項に基づく障害者支援施設の事業の停止又は廃止命令
- (7) 老人福祉法に基づくもの
 - ア 第 18 条の 2 第 1 項に基づく認知症対応型老人共同生活援助事業者への改善命令
 - イ 第 18 条の 2 第 2 項に基づく老人居宅生活支援事業等の事業の制限又は停止命令
 - ウ 第 19 条第 1 項に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設備又は運営の改善命令
 - エ 第 19 条第 1 項に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の停止又は

事業の廃止命令

オ 第19条第1項に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の取消し

カ 第29条第15項に基づく有料老人ホームの改善命令

キ 第29条第16項に基づく有料老人ホームの事業の制限又は停止命令

(8) 介護保険法に基づくもの

ア 第76条の2第3項に基づく指定居宅サービス事業者への勧告に係る措置命令

イ 第77条第1項に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し、又は期間を定めた指定の全部若しくは一部の効力停止

ウ 第91条の2第3項に基づく指定介護老人福祉施設開設者への勧告に係る措置命令

エ 第92条第1項に基づく指定介護老人福祉施設の指定の取消し、又は期間を定めた指定の全部若しくは一部の効力停止

オ 第101条に基づく介護老人保健施設の設備の使用制限若しくは禁止命令、又は修繕若しくは改築命令

カ 第102条第1項に基づく介護老人保健施設の管理者の変更命令

キ 第103条第3項に基づく介護老人保健施設開設者への勧告に係る措置命令又は期間を定めた業務の停止命令

ク 第104条第1項に基づく介護老人保健施設の許可の取消し、又は期間を定めた許可の全部若しくは一部の効力停止

ケ 第114条の3に基づく介護医療院の設備の使用制限若しくは禁止命令、又は修繕若しくは改築命令

コ 第114条の4に基づく介護医療院の管理者の変更命令

サ 第114条の5第3項に基づく介護医療院開設者への勧告に係る措置命令又は期間を定めた業務の停止命令

シ 第114条の6第1項に基づく介護医療院の許可の取消し、又は期間を定めた許可の全部若しくは一部の効力停止

ス 第115条の8第3項に基づく指定介護予防サービス事業者への勧告に係る措置命令

セ 第115条の9第1項に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の取消し、又は期間を定めた指定の全部若しくは一部の効力停止

ソ 第115条の34第3項に基づく介護サービス事業者への勧告に係る措置命令

タ 第115条の35第4項に基づく介護サービス事業者への介護サービス情報報告等命令

チ 第115条の35第6項に基づく介護サービス事業者の指定若しくは許可の取消し、又は期間を定めた指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力停止

(9) 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日付け雇児発第488号厚生労働省雇用均等・

児童家庭局長通知、社援発第1275号同省社会・援護局長通知、老発第274号同省老健局長通知)の記の3(7)(8)に基づくもの

- ア 施設に対する新規入所の停止又は他の施設への措置替え等
- イ 民間施設給与等改善費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者の減額
- ウ 運営費の弾力運用の停止

(10) 子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について(平成27年9月3日付け府子第254号・雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の記の5(3)(4)

- ア 4月分から翌年3月分までの間で適当と認める間の改善基礎分全額の加算停止
- イ 改善基礎分の管理費相当分若しくは人件費相当分又はその両者の減額

3 制裁措置の基準

次の各号の一に該当するときは、効果的かつ実施可能な方法により、上記の制裁措置を講じるものとする。

- ア 公費を意図的に不正受給したとき
- イ 法人・施設の設置運営に重大な影響を及ぼす不正・不当な行為があったとき
- ウ 施設・設備の欠陥又は過失により重大な事故を招いたとき
- エ 利用者の処遇に著しく不当な行為があったとき
- オ 職員の処遇に著しく不当な行為があったとき
- カ 指導監査の結果、度重なる指摘にもかかわらず是正・改善が図られないとき
- キ 利用者の処遇等に影響を及ぼすような悪質な行為及び放漫な経営態度が見られるとき
- ク その他、特に知事が必要と認めるとき

4 制裁措置の適用数

制裁措置は、複数適用ができるものとする。

5 公表の基準

社会的に許容されない不祥事については、関係者の社会的責任を明確にするため公表するものとし、原則として、次に掲げる場合に行うものとする。

但し、改善命令にかかる事項については、個々の事例に応じて判断するものとする。

- (1) 上記2の(1)から(8)に列挙した事項に該当するとき
- (2) 上記2の(9)のアに該当するとき
- (3) その他、特に知事が必要と認めるとき

6 公表の内容

公表の内容は制裁措置の種類、法人名、所在地、理事長名、施設名、施設長名、不祥事の概要及び今後の対応等とする。

7 公表の方法

公表は、県政記者クラブ記者発表により行う。

8 制裁措置又は公表の発議と決定

所管課長又は監査指導課長が上記3又は5に該当すると判断した場合は、社会福祉施設等指導監査連絡調整会議に諮り、その答申を受けたうえで知事が決定する。

9 制裁措置解除の発議と決定

所管課長又は監査指導課長が制裁措置の解除が適当と判断した場合は、社会福祉施設等指導監査連絡調整会議に諮り、その答申を受けたうえで、知事が決定する。

10 庶務

本要領に係る庶務は、監査指導課が行う。

付 則

- 1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成14年5月30日から施行する。
- 3 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成30年5月9日から施行する。
- 9 この要領は、令和元年5月9日から施行する。
- 10 この要領は、令和4年5月17日から施行する。
- 11 この要領は、令和6年4月23日から施行する。